所沢都市計画高度利用地区の変更(所沢市決定)

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

決 定 告 示 年 月 日 平成27年 9月30日

所沢市

種類	面積	建築物の容積率の最高限度 及び最低限度		建ぺい率の	建築物の 建築面積の	備考
		最高限度	最低限度	最高限度	最低限度	
高度利用地区 (所沢駅西口地区)	約 2.0ha	60/10	30/10	7/10	250 m ²	昭和 51 年 6 月 15 日 所沢市告示第 96 号
高度利用地区 (所沢元町北地区)	約 1.1ha	50/10	15/10	6/10	200 m ²	平成 11 年 11 月 15 日 所沢市告示第 334 号 (注1) (注2)
高度利用地区(所沢東町地区)	約 0.6ha	60/10	30/10	6/10	200 m ²	平成 26 年 7 月 10 日 所沢市告示第 387 号 (注3) (注4)
高度利用地区 (所沢駅西口北街区)	約 0.6ha	60/10	30/10	6/10	200 m ²	(注2) (注3) (注4)
合計	約 4.3ha					

- (注1) ただし、建ぺい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項の各号のいずれかに該当する建築物、又は同条第5項第1号に 該当する建築物にあっては1/10を加えた数値とする。
- (注2) 壁面の位置の制限については、公共用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないものについてはこの限りではない。
- (注3) 建築敷地面積の最低限度を1,000㎡とする。
- (注4) 建ペい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物であるため、1/10を加えた数値とする。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。